

予算の繰越使用の報告について

平成28年度藤沢市下水道事業費特別会計の繰越使用について、別紙繰越計算書のとおり報告する。

2017年（平成29年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

報告理由

平成28年度藤沢市下水道事業費特別会計の繰越額を使用するので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

参 考

地方公営企業法 抜粋

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

平成28年度藤沢市下水道事

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	辻堂浄化センター建設事業	954,388,000	537,633,600	416,754,400
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	大清水浄化センター建設事業	34,000,000		34,000,000

業費特別会計予算繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金	不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購 入 限 度 額	説 明
特 定 財 源						
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
222,629,000	193,900,000		225,400			先行工事の工期延長及びアスベスト対策の検討・調整等に不測の日数を要したため
17,600,000	16,400,000		0			委託先において契約手続に時間を要したため